

付けるということについて、いろんなブレーキがかかっているようなんです。不思議です。初めは業界の基準で、「CMに字幕放送は取り扱えられません」となっていました。それを知った時はびっくりしました。これはどういう意味なのか、と。技術的に無理だという話も聞きました。が、本当なのかどうか疑問でした。

原口 今、障害者権利条約の批准に向けた取り組みを進めています。この条約の中には、Reasonable Accommodation(合理的配慮)という概念があります。差別というのは「おまえは××だ」というような醜い言葉を発する

ことだけではなく、「合理的な配慮をすれば社会のバリアが取れるのに、それを行わない」ということも差別だととらえているのです。

早速、CMに字幕を付けることがなぜダメなのか、総務省としての改善の方策を練ってみます。(対談取材に同席している総務省職員の方に向けて)「すぐやってください」。

障害者基本法と ユニバーサル社会基本法

ナミねえ 米国はババ・ブッシュ大統領の時

にADA法(障害を持つアメリカ人法)を通して、「障がいのあるアメリカ人も、障がいのないアメリカ人も、同じように地域で暮らし、学び、働き、タックスペイヤーになる権利がある。それを妨げるものは差別である」と明確に規定しています。日本の場合は、チャレンジが「学ぶことについて」「特別な場所で学ばせてあげるよ」とか、働くことについては「従業員の1.8%は雇ってあげるよ」とかという形です。「思い切り活躍してくれよ。お前に期待しているぞ」とか、「君も国家を支える一人になってよ」とは全然言ってくれなくて、チャレンジは「特殊な人」みたいな位

ICITがそんなにすごい道具だと日本では知られていませんし、生かされていません。

ICITは社会の側にあるバリアを取り除く道具で、それをやらないことは差別です。



置付けになっています。

もうそろそろ、こういうことはやめなさいといけません。高齢社会では、そういう位置付けに置かれる人の方が増えてるので、もう日本は持たないな、と思ういはますます強くなっています。

原口 ババ・ブッシュ大統領の時のADA法成立の背景に興味を持ち、それを米国で研究したのです。民主党政権だったらできぬだろうけれど、共和党ブッシュ政権でなぜADA法ができたのか。それができたのは意識の切り替えがあったからです。政権の皆がチャレンジ

の権利について学んでいったのです。真剣に学んで情報を共有することによって、「我々は行動が必要だ」ということになり、その行動が法律になっていったわけです。われわれ民主党でまとめている障害者基本法の考えとして、今まで保護の対象は国民で、保護しているのはこの霞ヶ関の「偉い役所の人」というのは違うでしょ、と明確にしています。「当事者のいない政策は、政策ではない」という理念です。

ナミねえ 私はユニバーサル社会基本法の実現を目指しています。人の意識と法律は裏

表です。意識が変わったことで新たな制度ができ、また、新たな制度ができて初めて意識を変えることができる人もいます。「法律にすることに意味あるの?」という意見もありますが、やはり米国のADA法と同じように制度として設けるところまでぜひやりたいと思っています。2009年4月に民主党が発表された障がい者に関する基本理念の中に、「ただのバリアフリーではなくユニバーサル社会へ」と書いていただいています。今は本当に転換の時期なので、大いに期待しています。